

長野県PRキャラクター「アルクマ」着ぐるみ貸出し及び使用規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、長野県観光誘客課が管理する、長野県PRキャラクター「アルクマ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出し及び使用について必要な事項を定めるものとする。

（申 請）

第2条 借受けを希望する場合は、「長野県PRキャラクター『アルクマ』着ぐるみ借受申請書」（様式第1号）を長野県観光誘客課長に提出し、その承認を受けなければならない。

（貸出しの承認）

第3条 長野県観光誘客課長は、前条に規定する申請書の提出があった場合、当該申請書の内容を審査し、その内容が長野県のPRや、長野県の振興に資すると認められるときは、次に掲げる各号のいずれにも該当しないことを条件として、着ぐるみの貸出しを承認する。なお、同日に複数の申請があった場合は抽選により借受人を選定する。

（1）長野県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。

（2）着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。

（3）法令及び公序良俗に反すると認められるとき、又は反するおそれがあるとき。

（4）特定の個人、団体、企業、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

（5）その他、長野県観光誘客課長が着ぐるみの使用について不相当と認めたととき。

2 長野県観光誘客課長は、着ぐるみの貸出しを承認するときは、「長野県PRキャラクター『アルクマ』着ぐるみ貸出承認書」（様式第2号）を借受申請者に交付する。

3 借受けの申請は、貸出日の30日前までとし、複数の申請があった場合は、抽選で借受人を決定する。なお、90日前までに申請があった場合は、特定の事由に限り、観光誘客課で協議の上、予め借受人を決定することができる。

4 30日前までに申請がない場合は、貸出日の10日前まで申請受付期間を延長するものとする。なお、この期限内に申請があった場合は、原則として先着順で借受人を決定する。

（貸出し等）

第4条 貸出しの承認を受けた者は、県が指定する場所、長野県庁（観光部観光誘客課）、上田地域振興局（商工観光課）、上伊那地域振興局（商工観光課）、松本地域振興局（商工観光課）、名古屋観光情報センター、大阪観光情報センタ

ー又は銀座 NAGANO（信州首都圏総合活動拠点）のいずれかに来庁して着ぐるみを借り受ける。

- 2 着ぐるみを借り受けた者（以下「借受人」という。）は、原則として、借り受けた場所にて、職員の点検を受けて返却する。
- 3 着ぐるみの借受け及び返却時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- 4 借受け及び返却に要する費用は、借受人が負担する。
- 5 貸出しは無料とする。
- 6 返却後、『アルクマ』使用報告書を観光誘客課まで提出することとする。
- 7 貸出期間は、原則として 5 日以内とする。

（遵守事項）

第 5 条 借受人は、承認を受けた範囲で使用しなければならない。

- 2 借受人は、別記『アルクマ』使用上の注意を遵守しなければならない。
- 3 借受人は、着ぐるみを第三者に転貸してはならない。
- 4 借受人が、着ぐるみを汚損又は紛失したときは、速やかに「長野県 PR キャラクター『アルクマ』着ぐるみ汚損（紛失）届」（様式第 3 号）を長野県観光誘客課長に提出しなければならない。
- 5 借受人が、着ぐるみを汚損又は紛失したときは、借受人の責任と負担により必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

（承認内容の変更）

第 6 条 第 3 条の規定に基づく承認を受けた者が、その承認内容の変更を希望するときは、あらかじめ「長野県 PR キャラクター『アルクマ』着ぐるみ貸出承認内容変更申請書」（様式第 4 号）を長野県観光誘客課長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認については、第 3 条の規定を準用する。

（承認の取消し）

第 7 条 長野県観光誘客課長は、借受人がこの規程に違反したときは、貸出しの承認を取り消すことができる。この場合において、長野県観光誘客課は、当該承認の取消しによって生じた損害について責任を負わない。

- 2 前項の承認の取消しは、「長野県 PR キャラクター『アルクマ』着ぐるみ貸出承認取消通知書」（様式第 5 号）をもって行う。
- 3 第 2 項の規定により貸出しの承認を取り消された者は、前項の通知があった日以降、速やかに借り受けた着ぐるみを返却しなければならない。

（長野県観光誘客課の責任）

第 8 条 長野県観光誘客課は、着ぐるみの使用により生じた損害について一切の責任を負わない。

(補 則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの貸出事務及び使用方法について必要な事項は、長野県観光誘客課長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 15 日から施行する。